

ナルク(NALC)枚方運営規則

(名称および所在地)

1. この会の正式名称は、特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ 枚方拠点とする。

愛称はナルク「天の川クラブ」とし、通常これを使用する。

この会の連絡場所は下記に置く。

所在地 大阪府枚方市川原町9番5号

尚、ニッポン・アクティブライフ・クラブの従たる事務所は、ここに併設する。

(組織)

2. この会はニッポン・アクティブライフ・クラブの活動拠点である。

(会員)

3. 1 この会はニッポン・アクティブライフ・クラブの会員で、大阪府枚方市およびその周辺の生活地域に居住する会員をもって組織する。
- 2 この会で活動することを希望し、理事会と居住域活動拠点およびNALC「天の川クラブ」運営委員会の了解を得られた会員を含む。

(目的および活動、事業)

4. 1 この会はニッポン・アクティブライフ・クラブ定款第4条の目的に基づき、同第5条の活動を行う。
- 2 この会は前項の活動にかかわる同第6条の事業を当該地域（3. 1項）にて行う。

(機関)

5. この会に次の機関を置く。
 - 1 総会
 - 2 運営委員会

(総会)

- 6 総会は、この会の最高意思決定機関である。
 - 1 総会は、定時総会と臨時総会とし、定時総会は年一回ニッポン・アクティブライフ・クラブ総会后1ヶ月以内に開催する。尚総会は、代表が召集する。
 - 2 総会は、この会の会員をもって構成し、会員の3分の1（議決権者数（世帯数）、委任状を含む）以上の出席をもって成立する。
 - 3 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、また、この会の会員の3分の1（議決権者数）以上から会議の目的を記載した書面により召集の要請があったときに速やかに開催する。

- 4 議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。
- 5 議決は、出席会員の過半数をもって成立する。可否同数のときは議長が決定する。ただし、次項の①②③については、理事会の承認を受けなければならない。
- 6 総会は、以下の事項について議決する。
 - ① 運営規則の変更
 - ② 解散
 - ③ 合併および分離
 - ④ 事業報告および事業計画
 - ⑤ 本部総会で議決された決算・予算の報告
 - ⑥ 運営委員・監査・顧問の選任または解任
 - ⑦ 運営委員・監査・顧問の職務
 - ⑧ その他この会の運営に関する重要事項

(運営委員・監査・顧問)

7. 1 この会に次の運営委員・監査・顧問を置く

運営委員

代表	1名
代表代理	1名
副代表	若干名
事務局長	1名
会計	1名
その他の職務担当	若干名

監査 2名

顧問 若干名

- 2 運営委員・監査・顧問は、次の任務を持つ
 - ① 代表は、この会を代表し、この会の運営上の責任者でその業務を統括する。
 - ② 代表代理は、代表を補佐し、代表が何らかの事由により代表の職務遂行に支障がある場合は、その職務を代行する。
 - ③ 副代表は代表を補佐する。
 - ④ 運営委員は、運営委員会の構成員として定款・この規則および運営委員会の議決に基づき、業務を執行する。
 - ⑤ 事務局長は、日常業務の運営、会員管理、時間預託および奉仕活動の管理を行う。
 - ⑥ 会計は、財政上の業務を掌る。
 - ⑦ 監査は、財政上の記帳記録を年1回以上監査し、総会に報告しなければならない。
 - ⑧ 顧問は、代表の特命事項を任務とする。

(運営委員・監査・顧問の選任および任期)

8. 1 運営委員・監査・顧問は、総会において会員の中から選任する。
- 2 運営委員・監査・顧問の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 3 補充または増員により選任された運営委員・監査・顧問の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

(運営委員会)

9. 1 運営委員会は、代表が招集する。
- 2 運営委員会は、運営委員にて構成する。
- 3 運営委員会は、次の事項を決議する。
 - ① 総会の決議した事項の執行に関する事項
 - ② 総会に付議すべき事項
 - ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 4 運営委員会は、本部総会前に決算および予算を議決し、本部に提出する。

(財産および会計)

10. 1 この会の運営は、以下の財産をもって行う。
 - ① 会費にもとづく本部拠点交付金
 - ② 寄付金品
 - ③ 財産から生じる収入
 - ④ 事業に伴う収入
 - ⑤ その他の収入
- 2 会計については、NALC「会計マニュアル」に従い処理するものとする。
- 3 NALC「会計マニュアル」に記載のない事項については、運営委員会の議決による。

(事業年度)

11. 事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

付則

1. 本運営規則は「ニッポン・アクティブライフ・クラブ」定款第3条(2)項に基づいて定める。
2. この運営規則の運営細則は運営委員会において定める。
3. この運営規則は、平成11年 7月10日から施行する。
4. この運営規則は、平成12年 6月11日から改定実施する。
5. この運営規則は、平成13年 5月12日から改定実施する。
6. この運営規則は、平成14年 5月18日から改定実施する。
7. この運営規則は、2006年 6月17日から改定実施する。
8. この運営規則は、2007年 6月13日から改定実施する。

9. この運営規則は、2008年11月 1日から改定実施する。
10. この運営規則は、2009年 6月10日から改定実施する。
11. この運営規則は、2011年 6月15日から改定実施する。
12. この運営規則は、2017年 6月 5日から改定実施する。

以 上